

第2号様式（第11条関係）

信用保証委託契約書

年 月 日

津久見市長 様

確 認 印

委 託 者 住 所	
氏 名	印
連帯保証人 住 所	
氏 名	印

津久見市水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給に関する規則（平成3年規則第26号。以下「規則」という。）に基づき融資取扱金融機関から融資を受けるため、津久見市に信用保証を委託することについて、委託者と連帯保証人は、規則を遵守するとともに、次の各条項を遵守します。

（信用保証の委託）

第1条 （以下「金融機関」という。）から金
円の水洗便所等改造資金の融資（以下「借入金債務」という。）を受けることについて、津久見市に信用保証を委託します。

2 前項の信用保証は、津久見市と金融機関との間で締結している水洗便所等改造資金の融資に関する協定書に基づき行われる融資に対して行うものとする。

（求償権の事前行使）

第2条 委託者又は連帯保証人が次の各号の一に該当し、求償権の保全に支障が生じ又は生ずるおそれのあるときは、次条の代位弁済前に求償権を行使されても異議ありません。

- （1） 仮差押え、強制執行若しくは競売の申立てを受けたとき、破産、和議開始、会社整理開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあったとき又は清算に入ったとき。
- （2） 公租公課につき差押え又は仮差押えを受けたとき。
- （3） 手形交換所の取引停止処分があったとき。
- （4） 行方不明のとき。

（代位弁済）

第3条 委託者が借入金債務の全部又は一部の履行をしなかったため、金融機関から津久見市に保証債務の履行を求められたときは、委託者及び連帯保証人に対して通知又は催告なくして弁済されても異議ありません。

2 津久見市の前項の弁済によって金融機関に代位する権利の行使に関しては、委託者が金融機関との間に締結した契約のほか、この契約条項が適用されるものとします。

（求償権の範囲）

第4条 津久見市が前条第1項の弁済をしたときは、委託者又は連帯保証人は、津久見市に対してその弁済額全額及びこれに対する弁済の日の翌日以降年15パーセントの割合による損害金並びに避けることのできなかった費用その他の損害を償還します。

(弁済の充当順序)

第5条 委託者又は連帯保証人の弁済した金額が津久見市に対してこの契約から生ずる債務の全額を消滅させるに足りないときは、津久見市が適当と認められる順序方法により充当されても異議ありません。

(調査及び報告)

第6条 財産、経営、業務等について津久見市から請求があったときは、直ちに報告し又は津久見市に対して帳簿閲覧等調査に必要な便益を提供します。

2 前項の事項に重大な変動が生じたとき又は生ずるおそれのあるときは、直ちに津久見市に報告し、その指示に従います。

3 委託者又は連帯保証人の所得並びに財産の調査について津久見市が必要とするときは、津久見市を委託者又は連帯保証人の代理人として公簿の閲覧をすることを委任します。

(公正証書の作成)

第7条 津久見市の請求があるときは、この契約に係る債務の履行につき、直ちに強制執行を受けるべき旨を記載した公正証書の作成に必要な一切の手続をします。

(費用の負担)

第8条 津久見市が第3条第1項の弁済によって取得した権利の保全若しくは行使又は処分に必要な費用及び本契約から生じた一切の費用は委託者の負担とし、津久見市の請求により直ちに償還します。

(連帯保証人)

第9条 連帯保証人は、この契約の条項を承認のうえ、第4条の償還債務及び前条の償還債務の金額につき、委託者と連帯して履行の責任を負います。

2 連帯保証人が金融機関に対して津久見市の保証に係る借入金債務につき連帯保証をしたときは、津久見市と連帯保証人との間における求償及び代位の関係を次のとおりとします。

(1) 津久見市が第3条第1項の弁済をしたときは、連帯保証人は、津久見市に対して第4条の求償権全額を償還します。

(2) 連帯保証人が金融機関に対する自己の保証債務の弁済をしたときは、連帯保証人は、津久見市に対して何等の求償をしません。

(管轄裁判所の合意)

第10条 この契約に関する訴訟、和解及び調停については、白杵簡易裁判所を管轄裁判所とします。

(協定書の変更)

第11条 第1条第2項の協定書について変更が行われたときは、変更後の協定書の内容を適用するものとします。